

## 第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画(骨子案)に対する意見公募に係る意見と市の考え方一覧

No.	該当項目	骨子案 ページ	意見	市の考え方
1	第1章 2	2	(2)他計画との関係の「他計画」を「他計画等」に修正してはどうか。 「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を具体化・具現化することから、等を追記するとともに、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」についても追記してはどうか。	説明文には追記しませんが、第8期計画と同様、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を具体化・具現化するものであるため、計画の関係図に反映します。
2	第1章 2	2	第8期の計画では、「計画の位置付け図」があったが、今回は未記載である。計画の体系図を作成した方が位置付けが明確になると考えることから、作成すべきではないか。	計画の骨子案であることから、計画の位置付け図を省略しました。計画の位置付け図は第8期計画と同様に作成します。
3	第1章 5	4	今回のように市民の声を聴くアンケート調査を多く実施してほしい。	3年ごとに実施している日常生活圏域ニーズ調査(鎌倉市高齢者保健福祉に関するアンケート調査)や在宅介護実態調査(鎌倉市介護保険に関するアンケート調査)により定期的に声を聴いていることや、地域に配置されている生活支援コーディネーターの活動などにより高齢者のニーズや課題の把握に努めています。今後も様々な機会を通じ高齢者の実態やニーズを把握してまいります。
4	第3章 3	16	2行目「誰もが正しい認知症の知識を持って、認知症でも認知症でなくても同じ地域社会で共に暮らす」を「認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」(認知症施策推進大綱(令和元年6月18日)P3 第1「基本的考え方」から抜粋)に修正してはどうか。	認知症施策推進大綱の文言を踏まえ、「認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に暮らす」の視点と、認知症になることを遅らせる」に修正します。
5	第3章 3	23	加齢性難聴対策に関して、次の文を加えてほしい。 最近、加齢に伴う聴力の低下は、認知症発症の一つの原因と考えられるようになっていますが、障害が生じても多くの高齢者は気づかないか、放置しているのが現状です。それは補聴器が高額であることなどによって十分に普及していないことが背景と考えられます。この状態は、高齢者の外出志向を低下させ、社会生活から取り残されて尊厳が失われ、さらに災害時の被災が増大する恐れともなっています。鎌倉市は高齢者の健康づくりと介護予防の推進の一環として、「聞こえ」に関わる医療関係者と緊密に連絡を取り合いながら、補聴器購入費用の公費による補助制度(※)の実施などを含む対策の立案に取り組みます。 その前提として、鎌倉市国保特定健診・後期高齢者健康診査に「聞こえ」に関する項目を加え、または市独自の健康アンケート調査などを実施し、補聴器などの普及状況について実態把握を行います。 【主要施策】4-4 加齢性難聴に対する対策を実施する。  (※)補聴器購入に際して公費で補助をする制度は、全国の自治体で進んでおり、2023年10月現在では218の自治体を実施している。近隣では逗子市が2023年6月より実施している。補助額は13万(東京港区)から1~3万とばらつきがあり、年齢その他の条件、非課税世帯に限定しているところ(逗子市)や制限のないところなどさまざまだが、今や後発となってしまった鎌倉市はそれらと比較して遜色ないものにならない状況になっている。	具体案の御提示をいただきましたが、現時点で取組予定がないことから、今後の参考とさせていただきます。

No.	該当項目	骨子案ページ	意見	市の考え方
6	第4章 第1節	31	2 高齢者の生きがいへの支援、5行目「認知症や終末期の方への対応もできる」とあるが、サポーターが行わない活動のうち、「身体介護・1人では歩行できない方への外出支援」及び「サポートセンターを利用できる人」は要介護認定を受けている場合は要支援1・2、要介護1に限定していることから、「終末期」の方への対応は行わないと考える。高齢者生活支援サポートセンターに確認してもらいたい。	終末期への対応は過去にADLの状態が良い場合には対応していたところですが、誤解を生む表現であるため、「終末期」の文言は削除します。
7	第4章 第1節	32	【主な事業・取組】「①生活支援コーディネーターの配置」を「①生活支援コーディネーターによる地域づくりの推進」に修正してはどうか。前段の文章を考慮した内容にすべきではないか。	今回の計画では主に事業内容を記載しており、生活支援コーディネーターの地域づくりは、取組結果として実績報告で記載する予定です。
8	第4章 第1節	33	【主な事業・取組】に「⑥災害時における避難行動要支援者支援制度の周知及び連携強化」を追記してはどうか。(第8期には記載がある)	第9期計画においては、「1-1-(4)見守り体制の充実」は、平時の見守りに関連した事業・取組として整理しました。避難行動要支援者の避難支援については、「4-3-(1)災害時に備えた支援体制の充実」の主な事業・取組として記載しています。
9	第4章 第1節	34 ～ 35	1 成年後見制度の利用促進 1行目～2行目「成年後見センターは地域の連携ネットワークをコーディネートする中核機関として位置づけられており、成年後見制度に関わる相談機関や専門職、司法機関等で構成される協議会の設置を進め」を「成年後見センターは地域の連携ネットワークをコーディネートする中核機関として位置づけられている。今後は、①鎌倉市成年後見の方向性の協議・検討②支援方針に迷った場合の助言提供などを行う機関として、かまくら成年後見制度連絡会に成年後見制度に関わる相談機関や専門職、司法機関等で構成される協議会の設置(かまくら成年後見制度協議会(仮))を進め」に修正してはどうか。(鎌倉市成年後見制度の今後の展開(令和5年11月16日)参照) 地域福祉計画(令和2年度～7年度)では、「成年後見制度利用促進計画」に「チーム」「協議会」の具体化の方針、を盛り込んでいることから、整合性を図るとともに丁寧な説明を行うべきである。 【主な事業・取組】⑥「協議会の設置」を⑥「かまくら成年後見制度協議会(仮)の設置」に修正してはどうか。	今後の展開として、「かまくら成年後見制度連絡会」に代わり「鎌倉市成年後見制度利用促進協議会」を設置することを予定しています。協議会の機能について明確に説明するため、いただいた御意見を踏まえ、説明文等を修正します。
10	第4章 第1節	37	1-3-(1)に関する事項、生活支援サービスの充実中、主な事業・取組に「聞こえが低下した高齢者への対策」を加えてほしい。	聞こえが低下した高齢者を含め、多様化・複雑化する支援ニーズに対応するための施策として、地域ケア体制の充実を図ってまいります。
11	第4章 第1節	37	高齢化社会のなかで、単身世帯が増加している。特に親族のいない単身者が地域で安心して暮らすためには、住宅の確保が課題である。現在、身元引受人などがいない場合は、借家・アパートを借りることが難しい事例が増加している。このような高齢者に住宅を確保するための施策を検討するよう求める。男性に比べ、単身女性が多く、孤立死を危惧する貸主が多いため女性の問題でもある。	本市においては、高齢者をはじめとした住宅の確保が困難な方(住宅確保要配慮者)向けに、住まいの困りごとへの相談に乗る住まい探し相談会を実施しています。また、庁内関係部署や福祉関係団体、不動産関係団体等で構成される居住支援協議会を組織し、住宅の確保が困難な方への支援や相談事業を実施しています。今後も、住宅にお困りな方に向け有効な施策を検討してまいります。

No.	該当項目	骨子案ページ	意見	市の考え方
12	第4章 第1節	37	「①配食サービスの助成」が記載されているが、当方でこのサービスを知らず、市役所の窓口で知った。助成を受けられる対象であったにもかかわらず、長く自己負担100%で配食サービスを受けていた。途中で知り、助成を受けることができたが、告知する方法をもっといろいろ考えていただきたい。自治会回覧用チラシを作るなど検討してほしい。また、助成を申請するのがケアマネジャーでなければいけないのも検討の余地がある。家族の申請も可能な形にいただきたい。	配食サービスの助成をはじめとした高齢者向けの事業について、鎌倉市シニアガイドを介護保険課窓口や地域包括支援センターなどに配架し周知していますが、より効果的に周知ができるよう周知方法を検討してまいります。
13	第4章 第1節	37 ～ 38	「1-3-(2)ケアラー支援の強化」について、ケアの対象には障害児者も含まれているものであることから、障害福祉課および子ども相談課も所管課としていただきたい。また障害福祉に係る相談支援等の関係機関の連携に関する事業にも取り組んでいただきたい。	本市におけるケアラー支援は、ケアラーのみならずケアラー対象者への取組として、包括的に行うものと捉えています。御指摘のとおり、ケアの対象には障害児者等も含まれており、関係課は多岐にわたりますが、ここでの記載は鎌倉市ケアラー支援条例の所管課である福祉総務課のみとしています。記載のない関係課とも連携し、ケアラー支援に係る施策に取り組んでまいります。また、ケアラーの置かれている状況は多様であり、関係機関及び必要となる支援も多岐にわたります。障害福祉に係る相談支援等の関係機関の連携については、重層的支援体制整備事業を活用し、多機関協働による連携を図ってまいります。
14	第4章 第1節	37 ～ 38	ケアラー支援について、私も71歳で98歳の要介護4の父の介護をしているが、1人で面倒を見ているので、何かあった時に大変な状況にある。これまでも2人ともインフルエンザやコロナウイルスに感染した際に、誰も支援に来ず、2人孤立してしまった経験をしている。2人とも(ケアラーと要介護者)病気になったときに食料を届ける支援や、訪問看護を受けられるシステムを作っていただきたい。また、父の面倒を見るため(ほとんど歩けずベッドに寝たきり)、ケアラーの私は仕事を減らさざるを得ず、国民年金だけではとても足りない状況で、生活困窮者になっている。経済的支援のあり方を構築していただきたい。	いただいた御意見を庁内関係課で共有し、ケアラー支援に関する施策の推進を図ってまいります。お困りの際は、まずは市役所までご連絡いただけますと幸いです。
15	第4章 第1節	39	「1-4-(1) 1 在宅医療と介護・福祉の連携推進」について、高齢分野から見て医療分野との連携を主とする事業であることは認識しているが、現在、障害福祉分野が関連する事案が増加していることから、本施策に関連して、もしくは新たに別項目として、障害福祉分野も含めた連携推進事業を実施していただきたい。	医療と生活の場の連携は、医療介護連携に留まるものではなく、障害福祉の施策においても課題であると認識しております。課題の抽出や連携体制構築に向け、どのように取り組んでいくべきか、重層的支援体制整備事業や地域包括ケアの推進などと併せ、関係各課とともに検討してまいります。
16	第4章 第1節	40	ACPの普及啓発方法の検討については、市内の介護保険事業所や市民の代表と一緒に検討できる場があるとよいと感じた。	人生の最終段階をどう過ごしたいかを元気なうちから考え、希望する医療やケアについて考えるACPの普及啓発は重要な取組みであると考えています。いただいた御意見を今後の取組の参考とさせていただきます。
17	第4章 第2節	44	認知症初期集中支援チームに関して、市が作成した令和3年の初期集中概要によると、医療や介護に結び付かないケースだけでなく『医療や介護にサービスを受けているが対応に苦慮している場合』にもフォーカスしていただけるとよいと感じた。	認知症初期集中支援チームの効果的な活用のために、市、地域包括支援センター、協力医師の三者で連携・調整をしながら本事業を実施しているところです。医療・介護保険サービスを受けているが、対応に苦慮している」場合にも状況に応じて本事業の対象として支援を行うことが可能となっています。

No.	該当項目	骨子案ページ	意見	市の考え方
18	第4章 第2節	45	認知症の委員会や推進会議において、対応力の向上に向けた取り組みについて、具体を知りたい。	認知症の委員会及び会議において、認知症施策に係る様々なテーマで意見交換や情報共有を実施しています。また、ケース検討では、医師の助言を得ながら、学びを深める場となっています。
19	第4章 第3節	49	3-2-(2)いきいき事業の推進に高齢者の移動のためのバス乗車券補助の復活を加えてほしい。	全ての高齢者に対する一律の交通費補助を継続して実施していくことは、考えていません。高齢者の外出支援の在り方については、外出機会の創出や生きがい・健康づくりの観点も含め検討してまいります。
20	第4章 第3節	49	以前2025年、後期高齢者の増大を見込み、時代に合ったいきいき事業についての質問をさせていただいたが、今回も継続の事業だけだったため、新しい支援事業の追加を希望する。例えば、高齢者が生活するには、スマホは必需品となると思うが、それに関連しての事業。 *スマホの購入助成金の支給及び格安の使用料(市民割引・業者との連携) *行政管轄の無料の講習会の開催 *誰もが理解できるように、何回でも気楽に受けられる優しい指導 *交通手段を使わずに近くの会場での開催	高齢者のデジタルデバインド解消に向けた取り組みは重要であると認識しており、高齢者向けのスマホ教室を多世代交流事業の一環として実施するなどの取り組みを進めています。いただいた御意見を参考に、今後も引き続き取り組んでまいります。
21	第4章 第3節	49 ～ 50	今後2025年に向け75歳以上の人々がピークを迎える第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画は重要な計画書であることは認識した。元気老人の多い鎌倉市において前回の計画書と今回の計画書ではあまり変化のないことがわかり残念に思う。他市の状況を見ると鎌倉市が遅れていると感じた。内容についても同じ事業が記載されている。昨年この計画書の資料として65歳以上の市民にとってアンケートにも高齢者ニーズも聞かないアンケートはいかがなものかと疑問を感じる。以前から継続されている事業もどれだけの効果があったのか。今の高齢者では参加しない事業もあるかと思うが、現状を把握しているのか。「いきいき事業の推進」「社会参加の推進と地域活動の拠点の充実」の項目には具体的な支援策の記載が欲しい。これからの元気老人対策に重要な課題になると思う。もっと市民の声を聴く環境整備をお願いしたい。老人が住みやすい鎌倉にすることを切望する。	令和4年度に実施した日常生活圏域ニーズ調査(鎌倉市高齢者保健福祉に関するアンケート調査)では、厚生労働省が示す必須の質問項目だけでなく、外出に関する質問などの鎌倉市独自の質問項目に加え、自由記述欄を設けるなど高齢者のニーズの把握に努めました。引き続き高齢者が住みやすいまちづくりを推進し、様々な手法により高齢者の実態やニーズを把握してまいります。
22	第4章 第3節	51	地域自主活動団体への支援に関して、補助金交付の要綱、要領が明示されるとありがたい。	令和6年度事業案内とともに実施要綱もホームページに掲載予定です。
23	第4章 第3節	53 ～ 54	「3-3-(5)外出支援サービスの充実」に交通不便地域に居住する高齢者に対する通院や買い物時の交通権を保障する施策の検討を加えてほしい。現在実施されているNPOや社会福祉法人との連携では不十分な地域がある。	外出しにくい地域に居住する高齢者に対する施策は、「4-2-(2)移動手段の確保」に掲載しており、NPO法人や社会福祉法人が実施する送迎サービスへの協力を引き続き行いながら、交通環境の整備に取り組んでまいります。

No.	該当項目	骨子案ページ	意見	市の考え方
24	第4章 第4節	55	市営住宅申し込みのタイミングについて、年複数回あると相談しやすい。	本市では、現在市営住宅の募集を年1回としておりますが、応募がなかった一部の住戸について、常時応募を受け付ける常時募集への切り替えについて検討しています。
25	第4章 第4節	59	5行目の次に次の文を加えてほしい。 高齢者などの「聞こえ」に障害のある皆さんが、安心して社会生活が送れるよう、当面、公共施設の窓口などでの難聴者への補助(※)を実施します。  (※)手話、筆談対応、タッチパネル設置、電気番号案内、などが考えられる。	第9期計画期間中に、聴覚障害者及び高齢者等への窓口対応時の聞こえを補助する対話支援機器を導入するため、この取組を「4-2-(4)バリアフリー化の推進」の主な事業・取組に追加します。
26	第4章 第4節	59	最後に次の文を加えてほしい。 地球温暖化の影響による猛暑は特に高齢者にとって耐えがたいものになっています。熱中症に対する対策としてクールシェルター(※)の設置などを、高齢者の健康維持、外出支援の一環として進めます。 「施策の内容4-2-(5)高齢者の熱中症対策」を設け、次の項を加えてほしい。 ①2024年夏以降のクールシェルターの設置。  (※)2023年、秦野市で実施されており、商店街や公共施設でだれでも酷暑を避けて休憩できる施設。これはWHO、厚労省、環境省などが進めているエイジフレンドリー構想の一環と聞いている。エイジフレンドリー構想は鎌倉市ホームページでは「検討中」となっているが、第9次高齢者健康福祉基本計画ではそれに関する具体的取組が必要と思われる。	具体案の御提示をいただきましたが、現時点で取組予定がないことから、今後の参考とさせていただきます。
27	第4章 第4節	59	買い物支援サービスの情報提供について、私の自治会内でも買い物弱者が増えている。昨年暮れから野菜の移動販売車が来るようになった。地域包括センターの連絡で業者と交渉がうまく行き、自治会内に来てもらえるようになった。こうした連携をより強化してほしい。交通弱者への政策も、乗合タクシーの助成など検討してほしい。	買い物支援をはじめ高齢者の生活支援サービスを充実させられるよう関係機関と連携して取り組んでいくとともに、買い物支援サービスの情報を充実させ、引き続き提供していきます。また、交通弱者への政策についても、いただいた御意見を庁内関係課で共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
28	第4章 第5節	64 ～ 65	【主な事業・取組】に次の項目を加えてほしい。 ⑥「聞こえ」に関するアンケートの実施。	加齢性難聴については、有病率等の報告がすでにされているため、改めて聞こえに関するアンケートを実施する予定はありません。
29	第4章 第5節	64 ～ 65	各種がん検診、歯周病検診の他に、聴力検査を加えてほしい。早期発見が医療費抑制にもつながる。国の方針はメタボ対策中心だが、健康維持に関する鎌倉市独自の方針を検討してほしい。聞こえの問題は、高齢者の対話や外出の機会を減らし、認知症との関連も示唆されている。高齢化社会の取り組む課題として重視してほしい。	聴力検査の実施について、追加予定はありません。

No.	該当項目	骨子案ページ	意見	市の考え方
30	第4章 第5節	65	生活習慣病予防・重症化があげられている。ここでも聞こえの問題を加えてほしい。聞こえが悪くなることにより、生活の質が低下する。健康寿命の延伸、生活の質の維持・向上に関連していると感じている。	聞こえの問題の早期発見等は認知症予防や生活の質の維持向上にも関係することから、「2-1-(1)認知症やその予防も含めた知識等の普及啓発 2 認知症予防も含めた知識等の普及啓発」の説明文に反映します。
31	第4章 第5節	66 ～ 67	一般介護予防事業の推進に生きがい、サークル活動の必要性が記載されている。老人クラブなどと同様に民間団体でも日常的にサークル活動を行っている。私の所属する年金者組合も同様である。このような民間団体への支援や安価に借りられる場所の確保についての支援制度を検討してほしい。	自主的に活動するサークル等への支援としては専門職の派遣等を実施し、その活動を支援しております。活動場所の確保につきましては、各団体が市内公共施設等を工夫しながら利用していると聞いており、活動場所確保に向けた支援については、検討していません。
32	第4章 第5節	66 ～ 67	鎌倉市がフレイル予防に力を入れていることは第8期の計画の自己評価シート(令和4年度実績)からも明らかである。しかし、今後継続していくためには様々な課題が挙がっている。特に、通いの場の継続支援や運動等の効果・定着化の確認・互助の取組への推進等はとても重要な課題である。高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施を進めていくためにも、まだ地域で主体的に介護予防に取り組む団体が足りないと思う。年々わずかに増えているが、高齢者が歩いていける範囲の一つは必要である。そういった全ての事業をつないでいくために、三浦半島(三浦市・横須賀市・逗子市)で導入されている東京大学高齢社会総合研究機構のフレイルチェック事業を取り入れていくことで今の流れを加速させていくのではないかと考えている。フレイルサポーターと呼ばれている担い手になる方がそれぞれの事業に関わることで、今鎌倉市が行っている事業が更に活性化していくものと思われる。そういった担い手の育成もこの9期に加えていただき、地域包括ケアシステムの構築を推進していただきたいと考えている。	本市では、フレイル予防の講座や運動教室等、介護予防のための様々な事業を展開しています。地域の自主活動グループへの講師(保健師・理学療法士・歯科衛生士等)派遣等を行う中で健康を維持できるよう支援し、グループの中心的な役割を担う方には市のフレイル予防講座の受講を促し、地域の活動に還元してもらい取り組みを行っております。事業や地域活動の活性化のために、活動の場が増え社会的なつながりが構築されることもフレイル予防の示すところであると考えております。いただいた御意見を参考にさせていただき、今後も取り組んでまいります。
33	第4章 第6節	71	「1 共生型サービスの創設」→「共生型サービス」に修正してはどうか。	共生型サービスについては、平成30年度(2018年度)に設けられた制度であるため、「1 共生型サービスの創設」を「共生型サービス」に修正します。
34	第4章 第6節	71	「6-1-(3) 1 共生型サービスの創設」の「主な事業・取組」②に記載のアスタリスクの位置について、現在の表記では「共生型地域密着型サービス」の用語説明があるようにも読める。しかし、実際には地域密着型サービスについての用語説明があることを意味していることから、また、続くP72に地域密着型サービスにアスタリスクが付されていることから、P71からはアスタリスクを削除するのが良いと考える。	「共生型地域密着型サービス」の用語説明があるような誤解を生む表現であるため、御意見のとおり修正します。
35	第4章 第7節	75	「目標値」は「目標値(令和8年度)」に修正した方が分かりやすいと考える。	目標値は毎年の実績報告で把握できる数値のほか、日常生活圏域ニーズ調査(鎌倉市高齢者福祉に関するアンケート調査)で把握する指標もあり、確認をする時期が指標によって異なります。そのため、表記を変更せずにそのままの記載とします。

No.	該当項目	骨子案 ページ	意見	市の考え方
36	第5章 4	89	介護保険が2割負担になり、父は支払いに苦勞している。見直しをお願いしたい。	介護サービス利用時の自己負担割合については、介護保険法等により所得や世帯の状況に応じて定められているものになります。
37	用語解説集	96	用語解説の中にみらいふる鎌倉を載せていただき、市民に周知の為の、多大な広報活動となり感謝申し上げます。	御意見ありがとうございます。
38	その他	-	認知症基本法にある『当事者・介護者からの意見聴取』をどのようにするのかを知りたい。	今後、国・県が策定する認知症施策推進基本計画等を参考にしながら取り組んでまいります。
39	その他	-	重症化予防の取り組みとして、適切な時期や状態に対応できるよう、認定を早期に出す等、体制を整えていただきたい。	後期高齢者人口の増加に伴い、体制整備の必要性は感じているところであり、御意見として賜ります。